

「九重町椎茸ファーマーズスクール事業」平成30年度研修者募集要綱

1. 目的

九重では地域の特産品である「生椎茸・乾椎茸」の生産者の高齢化が進み、後継者不足が産地維持をしていく上での課題となっています。そうした中、生産部会、JA、県など関係機関が協力して椎茸栽培の担い手を確保するため、就農に向けた研修生を募集し、椎茸経営を目指す研修生に、JA玖珠九重生椎茸部会及び大分県椎茸農協久大支部生産者圃場で栽培管理の実践的研修を行うことにより、九重町でスムーズに椎茸栽培を開始できることを目的とします。

2. 研修内容

(1) 研修作目

対象作目は、原木生・原木乾椎茸及び原木生・原木乾椎茸と複合経営が可能な農林業品目

(2) 研修期間

平成30年11月1日～平成32年10月31日

(3) 講師

県指導農業士、又は新たな農業者育成のための知識・指導力・経営力及び研修に必要な施設等を備え、指導経験を有する者で、九重町長が指定した認定農業者であり、原則、JA玖珠九重生椎茸部会若しくは大分県椎茸農協久大支部に所属する者（以下「就農コーチ」という）

(4) 研修場所

就農コーチの圃場及び模擬営農を行う実践圃場

（座学を実施する場合は行政機関の施設等を使用します）

(5) 研修時間及び休日

研修時間は原則として午前8時から午後5時まで。

休日は原則として毎週土曜日及び日曜日とします。尚、研修課程により変更及び振り替えることがあります。

また、収穫期等の繁忙期は、休日でも研修を実施します。

(6) 研修の進め方

①就農コーチの下、栽培技術の習得を行う「実習」及び研修生が講師の原木を自ら栽培管理し、実際に出荷・販売を行う「模擬営農」と関係機関による「座学」の研修を行います。

②研修は就農コーチへの通い研修です。

③原則、研修期間は2年間です。1年につき概ね1,200時間以上の研修となります。

④研修ですので、就農コーチから研修生への賃金等の支払いはありません。

⑤必要に応じて、研修の進捗状況や就農に向けて支援策について関係機関で検討を行います。

(7) 研修支援者

関係機関と協力して、概ね以下の体制により研修支援を行います。

関係機関	内容
玖珠九重農業協同組合	就農支援・情報提供・生産技術指導・座学等の勉強会・交流会等・経営計画等の作成
J A玖珠九重生椎茸部会	出荷指導・経営指導・就農支援・情報提供・栽培の基本技術・就農用地の確保・資金調達・販売情報の提供・販売支援
大分県椎茸農協久大支部	出荷指導・経営指導・就農支援・情報提供・栽培の基本技術・就農用地の確保・資金調達・販売情報の提供・販売支援
大分県指導農業士	技術指導・就農支援・座学等の勉強会
大分県	就農支援・生産技術指導・座学等の勉強会・交流会等・補助事業の支援・収支計画の作成・経営計画等の作成
九重町農業委員会	就農支援・就農用地の確保
九重町	就農支援・就農用地の確保・定住の確保支援・補助事業の支援・収支計画の作成・経営計画等の作成

(8) 就農コーチの支援内容

関係機関と協力して、研修生を支援します。

- ①研修生を労働者とみなすことなく、農業者育成のための研修として実施します。
- ②研修計画を作成し、研修を行います。
- ③高い技術と経験を生かし、研修生が新たな担い手として成長できるよう栽培の技術指導、経営指導を行います。
- ④研修生が就農できるよう助言、協力します。
- ⑤研修後の就農を見据え、関係機関と連携し、就農に必要な農地、施設、機械、住宅等の確保支援を行います。
- ⑥就農後も相談役として、引き続き技術的・精神的支援を行います。

(9) 研修生の行うべきこと

栽培技術の修得と就農に向けての準備をします。

- ①椎茸栽培の実践的技術や経営管理について学びます。
- ②農業・農村地帯の実態を学び、地域社会に溶け込めるように努めます。
- ③研修期間中に、受入農家や関係機関等に相談・支援を得ながら、就農するために必要な住宅、農地、施設、機械等の準備を行います。
- ④研修日誌を作成します。（作業内容、作業時間等）

⑤独立就農後は、九重町に居住し、J A玖珠九重生椎茸部会若しくは大分県椎茸農協久大支部に加入します。

3. 募集内容

(1) 募集人員

若干名（1農家1組）

※原則、就農コーチ1人に対して研修生は1人～2人

(2) 研修資格

原則として以下の通りとします。ただし、応募者の多寡等により関係機関で都度検討します。

①満18歳以上の九重町内への就農意欲の高い者で、就農に向けた相談や協議を行ったことがある者。

②研修終了後、九重町内で就農・定住をする方。

③就農時に一定以上の自己資金を有するか又は制度資金の融資が受けられる方。

④県外からの研修希望者については、通所可能な住居を確保しているものまたはその見込のある方。

⑤研修先まで通勤が可能である方。（普通自動車運転免許を有する方）

⑥就農コーチが、研修生の親族（三親等以内の者をいう。）ではない方。

⑦研修中の食事等は自己解決を行う方。

⑧就農後、J A玖珠九重生椎茸部会若しくは大分県椎茸農協久大支部に加入し出荷を行う

方。

(3) 研修費用

研修に係る講師謝礼、圃場借上代、1年目の模擬営農のほ場借り上げ代は無料ですが、模擬営農の際の生産経費（種駒代、農薬代、ほだ木等、2年目以降の模擬営農のほ場借り上げ代）及び研修するために必要な住居費や交通費、傷害保険等の費用については研修生負担となります。

(4) 募集期間

平成30年9月末まで（必着）

(5) 説明会

研修内容について、希望者には説明会を行います。

質問や聞きたいことがあればお伺いします。

◎希望される方は、ご連絡ください。

連絡先：九重町役場 農林課 担当：梅津（うめづ）

☎0973-76-3804

(6) 提出書類

以下の書類に必要事項等を記載・同封の上、募集期間内に郵送、または直接申し込んでください。尚、直接申し込みの場合は、平日9時から17時の間にお願いします。

- ① 平成30年度 九重椎茸栽培研修生申込書
- ② 履歴書（写真のり付け）
- ③ 研修申込追加資料
- ④ 運転免許証の写し

（7）提出先

〒879-4895

大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1

九重町役場 農林課 梅津宛て

4. 選考方法

（1）方法

関係機関等により、書類審査及び面接にて決定します。

（2）面接日

面接日時及び場所については、受講申込みのあった方へ後日ご連絡いたします。

（3）決定通知

申込者には、選考結果を後日郵送にて通知いたします。

5. 研修条件

（1）確約書

研修の決定を受けた研修生は、研修受講確約書を提出していただきます。

（2）傷害保険への加入

研修を行う前までに、傷害保険に加入をして下さい。

※ 事故及びけがが発生した場合は、自己責任とします。

（3）待遇

ア. 研修者に対して手当ては支給しないものとする。

※ 補助事業等を活用することは可能です。

- ・ 45歳未満の方で条件に合う方には、農業次世代人材投資事業（準備型）の給付が可能です。

（給付は研修開始後すぐに給付が出来ませんので数ヶ月は自己資金での生活となります。）

- ・ 九重町内の賃貸住宅で、生活される方は家賃補助が受けられます。

- ・ 45歳以上の方で条件に合う方には、研修支援（住居、交通費等の一部が助成）が受けられます

イ. 個人生活に係わる費用及び研修施設までの交通費は、研修者の負担とします。

（4）長期休暇について

不足の事態等により、一時中断・長期休暇を取得する必要が発生した場合は関係機関等にて決定いたします。

(5) 遵守事項

本事業の趣旨にご理解いただくとともに、誠実で積極的に研修を受講していただきます。

(6) その他

ア. 通勤できない方には空き家情報等についてご相談願います。

イ. 研修の辞退について

研修開始後、不足等の事態により研修を辞退する場合は関係機関等にて決定します。

6. 相談・お問い合わせ先

九重町役場 農林課 農業生産グループ

大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1

TEL 0973-76-3804

メール nourin@town.kokonoe.lg.jp

担当：梅津

7. その他

(1) 短期体験研修

希望者には短期体験研修を行ないます。

◎研修期間 平成30年8月～9月の間で2日程度又は1ヶ月（随時）

◎研修内容 就農コーチのほだ場にて椎茸栽培の体験や産地視察を行います

◎参加費用 無料ですが、宿泊代や交通費、傷害保険等については研修生の負担です
※条件が合う方については、宿泊代や交通費等の一部助成があります

◎申込方法 九重町役場農林課までお電話にてご連絡ください

☎0973-76-3804（担当：梅津）

(2) 注意事項

・就農を開始するためには、ある程度の自己資金が必要です。

・農業を行うには、本人の努力・熱意・体力と共に地域との協調が求められます。

(3) 個人情報

本募集要領に基づく提出書類に係る個人情報については、研修者の選考・研修期間中の指導・連絡及び就農にあたっての斡旋・その他運営に関する目的に使用します。